

名取市農業委員会だより

平成31年3月発行 名取市農業委員会事務局

名取市増田字柳田80番地 電話724-7154

第18号



← 写真は、平成31年1月30日に開催された第4回女性農業者研修会の様子です。

新体制になった名取市農業委員会においても女性農業者が中心となり、女性農業者を対象とした研修会を開催しました。この間女性農業者委員は、地域農業の発展と地域貢献という観点から、はじめに産直に関して、産直の取組みが無かった地区の立上げのお手伝いや産直の呼びかけを行いました。また、産直での活動を通して、エコファーマー認定取得や家族経営協定の締結の取組みを進めてきました。震災後においては、アグリレディース21（宮城県の女性農業者委員・農地利用最適化推進委員で構成する組織）で被災地支援活動等を行ってきました。

今回の研修では、女性農業者委員の活動報告、生産に関する研修として「春野菜の作付け」について種苗店代表取締役社長さんから講演を頂き、「地域の担い手として」と題し、担い手として活躍している当委員会の農地利用最適化推進委員が事例発表を行いました。様々な質問を頂き、有意義な研修会を進めることができました。今後とも継続的開催に向け、ますます女性農業者が活躍でき、研鑽に務められる研修会の開催を検討することで締めくくりました。



農業委員会の農地台帳は、法務局の登記識別情報をベースに作成されています。登記地目が農地（田・畑）の場合、権利移動、内容変更（農地売買・転用）を行う場合は、農業委員会へ申請・届出することが基本です。農業委員会では、新体制になり、この登記識別情報等の見方や内容に関する研修会を仙台法務局名取出張所の方を講師に迎え、十月に開催いたしました。写真はその時のものです。

農地台帳〓登記識別情報

名取市賃借料情報について

平成30年1月から12月までに締結（公告）された賃貸借における賃借料水準（10aあたり）は、以下のとおりとなっております。

1 田（水稲）の部 (円)					2 畑（普通畑）の部 (円)				
地域名	平均額	最高額	最低額	データ数	地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
増田	11,700	20,000	5,000	227	増田	10,400	15,800	7,900	12
関上	6,000	15,800	5,000	592	関上	5,200	10,000	5,000	51
下増田	11,200	21,100	5,000	364	下増田	8,500	18,400	5,000	12
館腰	12,300	19,800	5,000	263	館腰	13,500	15,800	4,000	9
愛島	11,600	15,800	7,000	203	愛島	8,000	11,900	3,000	5
高館	12,200	15,800	7,900	39	高館	11,200	15,800	7,900	3
名取市平均	9,700	—	—	1,688	名取市平均	7,500	—	—	92

- *1 データ数は、集計に用いた筆数である。
- *2 賃借料を物納支給（水稲）としている場合は、60kg 当たり 15,807円（平成31年1月相対取引価格）に換算している。
- *3 金額は、算出結果を四捨五入し100円単位としている。
- *4 「名取市平均」の平均額は、各区分の平均値（四捨五入前）をデータ数により加重平均した値である。

● 家族経営協定のすすめ

- 「家族経営協定」とは、家族で取り組む農業経営について、経営の方針や家族一人ひとりの役割、就業条件・就業環境などを家族みんなで話し合いながら取り決めるものです。そして、家族みんなで実行し、必要に応じて内容の見直しも行っていくことです。
- 協定を結ぶと、こんな効果が
 - ・ 経営理念・方針が家族で共有できるようになり、家族全員の経営意識が向上した。
 - ・ 役割分担や就業規則の取り決めを通じて、経営の合理化が進んだ。
 - ・ 共同申請制度を利用して、後継者や配偶者も認定農業者になった。
 - ・ 部門を任されるようになって、以前より責任とやりがいを感じるようになった。

～お問い合わせは、農業委員会または市農林水産課へ～

農家相談日のお知らせ

農業委員会では、毎月1回農業委員による農家相談を行っています。場所は、市役所4階農業委員会事務局です。詳しい日時は、広報なとりをご覧ください。

全国農業新聞を購読してみませんか。

「全国農業新聞」は、新しい農業・農村の働き、新経営者の戦略や営農技術・流通などの情報を適時、的確に掲載しております。ご購読について、是非ご検討ください。

☆ご購読のお申し込みは、農業委員会事務局まで。

平成31年度 名取市農業労働賃金標準額の設定について (お知らせ)

平成31年度の名取市農業労働賃金標準額が市内各関係機関・団体等の協議のもとに、次のとおり決まりましたのでご活用くださるようお知らせします。

なお、作業条件や労働時間等についてお互い十分な協議を図り、この標準額を参考にお願いします。

作業名	農業機械等による作業内容及び賃金	単価	標準額(円)		
一般作業	一日男女とも	8時間	7,500		
耕	水田作業	秋耕	未整理田 10aに付き 1,080円加算	10a	6,180
		春耕		10a	6,180
		春砕土		10a	3,399
転	畑作業	すき起し	未整理田 10aに付き 1,080円加算	10a	6,180
		ロータリー		10a	6,180
代かき	未整理田 10aに付き 1,080円加算	10a	7,210		
田植	機械植	育苗	殺虫・殺菌剤入	1箱	772
				1箱	978
		田植機使用(育苗除く) 未整理田 10aに付き 1,080円加算		10a	7,725
	側条施肥植	同上(肥料は、依頼者負担とする)	10a	8,755	
刈取・乾燥・脱穀・調整	コンバイン	一貫作業(運搬・乾燥・糶摺り含む) 未整理田 1,080円加算	10a	33,990	
		刈取り・運搬のみ (未整理田 1,080円加算)	10a	18,540	
	乾燥	生糶	10a	8,755	
	糶摺り調整		30kg	412	
防除	薬剤費は含まない(1回当たり)	10a	721		
精米		30kg	309		
わら収集	梱包まで(搬出は含まない)	10a	4,635		
肥料散布	散布のみ(肥料は含まない 1回当たり)	10a	618		
草刈(畦畔)	草刈機(背負い)燃料込み(1回当たり)	1m	15		
畦ぬり	機械(トラクター)オペレーター付き	1m	41		

- ※ ほ場の条件等で農作業に著しく差異がある場合は、双方協議の上決定する。
- ※ 一般作業以外は、消費税を含む総額表示。
- ※ 10月以降の消費税率変更に伴う取扱いについては、双方協議の上処理する。

名取市農業労働賃金標準額設定協議会

●集会所等へ掲示する大判(ポスターサイズ)の標準額表は、現在配布しておりません。必要な場合は、市役所4階農業委員会事務局(TEL724-7154)へ問合せ願います。

◎農地の移動、転用には許可が必要です。事前着手は禁じられています。

◎農地の貸し借りは、農業委員・農地利用最適化推進委員に相談を。

名取市農業委員会新体制について

農地利用最適化推進委員が1名欠員(増田・館腰区域)になっておりましたが、再募集でお願いしたところ、応募があり12月開催の農業委員会総会において承認され、委嘱状の交付を行いました。

今回、委嘱された農地利用最適化推進委員は、右のとおりです。これで名取市農業委員会の体制は、農業委員15名、農地利用最適化推進委員15名となり、全体で30名体制になりましたので、今後ともよろしくお願いたします。

なお、各委員の氏名等については、次のとおりです。

◎農業委員

役職	氏名	地区
会長	大友 正一	下増田
会長職務代理	引地 長一	閑上
委員	布田 順一	愛島
委員	大内 繁徳	増田
委員	入間川康弘	高館
委員	佐竹 智弘	館腰
委員	大久保昭子	高館
委員	高橋 千里	館腰
委員	武田とも子	下増田
委員	吉田 芳信	高館
委員	相澤 喜美	館腰
委員	松浦 岩男	閑上
委員	阿部 悦雄	増田
委員	入間川昭一	高館
委員	松浦 朋子	愛島



渡邊 正明

(増田)

担当地区

増田・館腰

◎農地利用最適化推進委員

氏名	地区	担当区域
長田 義孝	館腰	増田・館腰
菅野 弘一	館腰	増田・館腰
大内 伸一	増田	増田・館腰
齋 重昭	館腰	増田・館腰
渡邊 正明	増田	増田・館腰
伊東 繁男	閑上	閑上・下増田
鈴木 茂之	下増田	閑上・下増田
橋浦 福男	閑上	閑上・下増田
武田 公男	下増田	閑上・下増田
遠藤 勝典	閑上	閑上・下増田
松浦 正博	愛島	愛島・高館
川村 勇	高館	愛島・高館
松浦 道彦	愛島	愛島・高館
中澤 正一	愛島	愛島・高館
渋谷 由勝	愛島	愛島・高館

◎農地の転用には、許可が必要です！

農地転用とは？

農地転用とは、農地を農地以外の用地にすることで、住宅や工場等の建物敷地、資材置場、駐車場、道水路、山林などの用地に転換することをいいます。

なお、農地を一時的に資材置場や砂利採取場などに利用する場合も転用許可が必要になります。

許可を受けないで無断で転用したら？

許可なく転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合は、農地法に違反することになり、工事の中止や原状回復などの命令がされる場合があります。

また、違反転用をすると3年以下の懲役または300万円以下の罰金(法人の場合は1億円以下の罰金)という罰則の適用もあります。市街化区域内では届出、その他の区域では許可が必要です。

～農地の転用を計画される場合は、事前に農業委員会にご相談ください。～